

## 文教厚生常任委員会会議録

日 時 令和元年7月16日（火曜日）13時00分～14時19分

場 所 議員控室

出席者 小寺委員長、平山副委員長、金木委員、村田委員、舟見委員、森議長

オブザーバー 阿部議員、船本議員、逢坂議員

事務局 豊島事務局長、杉野係長

※会議前に新設する産業廃棄物埋立処分場の工事進捗状況等を視察し、説明を受けた。

※説明者：町民課 宮崎課長、田中係長 建設課 山平主査

※視察に要した時間：13:00～13:40

小寺委員長

皆さん、こんにちは。今回休会中の調査ということで産業廃棄物処理施設の現状と今後についてということで調査を行いたいと思います。この前に現地調査ということで現地を視察してきたのですけれども、そのときも質疑はあったのですけれども、それも踏まえてここでしっかりとした調査を行っていきたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いします。

それでは、まず最初に課長のほうから説明のほうをお願いいたします。

### 1 産業廃棄物処理施設の現状と今後について

担当課説明

説明員 町民課 宮崎課長、田中係長

宮崎課長 13:45～13:46

本日は、貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。先ほどごらんをいただきました産業廃棄物処理施設の現状に続きまして、今後の見通しということでお手元の資料の内容につきまして担当係長よりご説明をいたしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

田中係長 13:46～13:50

私のほうから説明させていただきます。お手元の資料の羽幌町産業廃棄物（安定型）

最終処分場についてという資料をもとに順にご説明したいと思います。

まず、1の進捗状況ですが、平成29年1月26日に産業廃棄物最終処分場の設置に係る事業計画書を北海道庁宛てに進達しております。平成29年8月23日にこの事業計画書の内容審査が終了しております。平成29年8月28日に産業廃棄物処理施設設置許可申請書を北海道庁宛てに提出しております。そして、平成29年12月26日に産業廃棄物処理施設の設置許可がおりております。そして、平成30年6月16日から産業廃棄物埋立処分場の建設工事が着工となっております。

次に、2番目の産業廃棄物処理施設（最終処分場）の計画概要についてです。（1）、事業期間、平成28年度から平成37年度。（2）、設置場所ですが、羽幌町字高台327番4と327番8となっております。（3）、面積ですが、9,880平方メートル。（4）、埋立容量ですが、6万5,970立方メートル、こちらは超過分の5万6,201立方メートルと覆土分の9,268立方メートル、合わせて6万5,469立方メートルの埋め立てする予定となっております。（5）の埋立物ですが、旧処分場の埋め立て超過分の廃棄物のみを埋め立てることとなっております。（6）の埋立処分計画ですが、5年間ということで、建設工事が2年間、移設埋め立てで3年ということで予定しております。（7）、設置者は羽幌町となっております。（8）の今後のスケジュールですけれども、令和元年9月に建設工事が完了する予定となっております、その後北海道の使用前検査が行われる予定となっております。来年度の令和2年5月より移設の埋め立て開始、そして令和5年3月に移設の埋め立て終了、令和5年度から6年度にかけてモニタリング調査、令和7年度で施設の廃止手続ということで予定しております。（9）の総事業費ですけれども、概算なのですけれども、4億9,197万2,000円となっております。用地選定、測量設計、計画書作成で4,602万2,000円、建設工事費で2億3,669万3,000円、維持管理費で2億925万7,000円となっております。内訳は、このとおりとなっております。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

－主な協議内容等（質疑）－ 13:50～14:19

小寺委員長 それでは、質疑のほうに入りたいと思います。ただいまの説明、先ほどの研修も含めてですけれども、質疑のある方、挙手にてお願いいたします。

平山副委員長 超過分の埋め立ての容量なのですけれども、一応ここに数字は出ていますけれども、覆土の部分で、これ多分ちゃんと計測はしているのだろうけれども、万が一移設したときに残るといった可能性はないのですか、そのごみ。

宮崎課長 覆土の分については、あくまでも先ほど申しあげました事業計画書の中に基づいたものでして、もし仮に委員さんおっしゃるような変更等がありましたら、その都度関係機関と協議をしながら適切に進めていくことになるかと。今のところ、計画の数字、先ほど申しあげた数字で考えているというところでございますので、その辺ご理解お願いしたいと思います。

平山副委員長 理解します。でも、新しいところもちゃんと入れる容量って決まっていますよね。もし仮に残った分がそっちのほうに入らないという可能性もなきにしもあらずかなと思うのだよね、憶測として。その辺がちょっと心配かなという思いがあるのです。

宮崎課長 ご心配な意見があったのですけれども、仮にそうやって残った部分があったとすれば、そのときにどう適正に対処したらいいかという部分については、その都度協議を行って進めていきたいというふうに考えています。

村田委員 新のほうでまず質問なのですけれども、最終的に埋めて、覆土もかけて、ここに令和7年度に施設廃止手続というふうに書いてあるのですけれども、この施設廃止手続というのがどういう手続を行うのかと、あとあそこ開設するときに私有地ですか、農地を買収したりしてあそこを確保したと思うのですけれども、終わった後の町有地は更地にしたままそのままにしておくのか、何かまた農地になるのかどうか私はわかりませんけれども、最終的にどういう形にして終わらすのかというのがわからないので、計画があればまず教えてもらいたいなと思います。

宮崎課長 まず、廃止手続の内容につきましては、今私ども認識しているところでは、最終処分場の埋立処分終了届という届け出を出すのが1つ、それともう一つが最終処分場の埋立処分廃止確認届出書というものを出すのが1つでございます。今の段階では内容、細かい部分については私のほうで資料を持ち合わせていないのと認識していない部分あるのですけれども、いずれにしても今の段階で考えているのはそれらの届け出の業務

を委託するという事で考えております。それであと、また時期が進みましたらその都度、今委員おっしゃられた廃止手続の細かい部分というのを、もしあるとすればその辺は確認しながら適切に対処していきたいというふうに考えております。それから、今新しい埋立処分場をつくるに当たって、私有地を買い取りしたのですが、その後の残った、今言われた私有地の取り扱いですとか、その辺については現在のところ具体的なものはありませんので、それもまた時期を見まして、中で協議等をしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

村田委員 廃止手続というのは、モニタリング調査を終えた後に道のほうにそういう申請をして検査できるという事務的な部分だというのはわかりました。その後の土地の利用なのですけれども、現地見て、今覆土分の9,268立方メートルのその土を置いてあるところの面積というのは道路縁だったり結構な面積で、あと近くに牧草地がそのままある状態で、側溝か何かで区切られていたのかな。そういうのなので、いい使い道があればまた…。そのままにしておくとも当然草木がぼうぼうになって終わってしまうので、現地を見た段階で感じたので、質問させていただきました。あと、続けて今度旧のほうも見させていただいたので、そのときにも話の中で出たのですけれども、超過分を掘削してあげているときに、実際には産廃として埋めてはならぬものがもし掘削した中で出てきたときにはどのように対処していくのかと、あと当然のごとく旧のところも産廃捨てた後には必ず覆土がかぶさっているんで、その覆土の分がきれいに別枠で掘削できるのだと。それはそれでまた一緒に産廃のほうに捨てなくてもいいのかなという思いもあってきていたのですけれども、そこら辺のこれからのことなのですけれども、もしそういうことがあったり、それからそれを分けることが可能な部分があり出てきたというのか、自分は覆土がどのぐらいかぶさっているかもよくわかっていないので、全然無理なのだと思いますのであれば、それでいいのですけれども、そこら辺を疑問があるものですから、もしわかればお答え願いたいと思います。

宮崎課長 今おっしゃられた旧処分場の部分で新たな処分施設に超過分の廃棄物を搬入すると。その中の作業において、もしもという部分なのですけれども、その辺については現時点でどうこうというのはございませんので、

もし何か出てきた場合においては、その都度になりますけれども、関係機関とお話をしながら、こういった対処が適切なのかというところを確認しつつ、適切に進めていきたいというふうに考えております。それと、覆土の部分、旧処分場の取り扱いについては、先ほどと同じように何かあった場合には今わかり得るのは関係機関とそういう話ししながら協議等を進めていくしかないのかなと。今の時点では、その部分しかないのかなというふうに思っています。

村田委員           それこそどういものができて、どうなのかというのはわからない部分ですから、今の答弁しか出ないのかなと思うのですけれども、逆に言うと旧の部分先ほどの説明で斜路をつけて掘り下げていって5万6,000を取った後、旧の部分もやっぱりまた何かの形でかぶせて、産廃が見えないような形に多分すると思うのですけれども、その覆土というのは先ほど堆積したダム覆土に含まれているのですか、それともどこからまた……。そこら辺がわからないので、もしわかれば教えてください。

宮崎課長           ただいまご意見のあった部分につきましては、先ほどの資料の中で維持管理費という大きなくくりがありまして、その内訳として、先ほどの資料の一番下の行に書いてございます旧処分場の閉鎖ということで、このモニタリングを含むというところなのですが、その閉鎖措置をする中で、あるいは前段でそういった細かい部分を協議をして行っていくという部分で今現在のところは考えております。

村田委員           予算的には今度4,246万円というのは見ているけれども、実際的には、ではどういう形で旧の処分場が閉鎖していくかという部分の具体的などころではまだ出ていないということですか。

宮崎課長           細かい部分というのは先ほど申し上げ……。これから細かい部分を詰めていくところなのですが、今はっきりとわかっているのは、あくまでも旧処分場において超過をしていた部分については、今建設しているところに納めるというだけでして、その他の部分については今後細かいところを協議しながら進めていくことになろうかと思えます。

村田委員　　そういうことであれば、先ほど言った旧処分場の中に旧処分場で埋めたときに使った覆土とか、要は次にまた最終閉鎖するときに恐らくそういう土も必要になってくると思うので、あれだけの広い土地があるわけですから、もし分別というか、別にしておけるのであれば、それはそれでそこに堆積をしておけば、その分経費も、要はお金もかからないわけですから、そこら辺はどういう形で出るかというのは私もわかりませんから、できる確証も何もないのですけれども、少しでも町財政のためを思えばお金がかからないようにしてもらいたいと思うので、これからそういうことがもしあれば検討していただきたいと思います。

宮崎課長　　今委員さんおっしゃられたように、私も財政的な部分、なるべく負担をかからないように、特にその辺を考慮しながら進めていきたいというように思っています。

金木委員　　この計画を決めたときに、たしか説明もあったとは思いますが、そういった部分もあるので、改めて確認させていただきたいのですが、この予算は結局どんな財源を使ったのでしょうか。全く起債も何もしない、町単費だったのかどうか、もう一回説明いただきたいと思います。

宮崎課長　　私の認識では、全部一般財源という認識でございます。

金木委員　　それで、この後、今の工事が完成した後、3年をかけて移動、運搬するということになるのだと思うのですが、その経費を見ると、一番下から4行目にあります超過廃棄物の埋め立て経費6,765万円が計上される内訳になっていますが、これはいわゆる埋め立てですから、積み込んで運搬をし、そして新しいところに埋め立てをする、その分の経費ということで理解していいのかどうか、その確認。

宮崎課長　　私の認識は、委員さんのおっしゃるのと同じ認識でございます。

金木委員　　そうすると、運搬する量は5万6,200立方メートル、10トンダンプ当たり単純に換算すると、10トンダンプ10立方メートルとすれば5,620台分になると。5,620台分を6,765万円を掛けるということになると、ダンプ1

台分1万円強の単純の単価になるかと思います。そうすると、ダンプ1台、あの距離で積んで運搬して1万円、高いのか安いのかちょっとわからないのですが、その辺の経費はそういう基準となるような単価計算のような、どういう基準で割り出された金額なのか、もしわかれば説明いただきたいと。

宮崎課長 今の段階で詳細な資料を持ち合わせていないのですけれども、発注の段階で関係課と協議しながら、所定の単価があるのであればそこを使って、単価の使い方についてはいろいろと考慮していきたいというふうに思います。

金木委員 当初は、何年か前に説明受けたときはもうちょっと、4年か5年ぐらいかけて運搬するような計画が当初説明あったかと思うのですが、だんだんと期間が短くなって、今は3年間で終わらせるという、道との兼ね合いもあって、いつまでも延ばせないという事情もあったかもしれないのですが、本当に5,000台かかるのだとすれば、3年間でいえば1年に一千四、五百台、冬場は余りできないでしょうから、夏場に一千四、五百台運ぶとすれば1日何台運ばなければいけないのか、相当の数だと思うのです。その辺の事情、本当に大丈夫なのかなという気もするのですが、この後も業者ですか、入札、請け負っていただく業者の規模とかも当然あるかと思うのですが、その辺も十分に勘案された上での数字だということ、心配ないですよと、本当に3年で終わりますよということなのかどうか、その辺改めてお聞きしたいと思います。

宮崎課長 今の現段階では、一応3年ということで、それぞれ詳細な部分についてはこれから発注についてはいろいろと内部で協議して、スムーズに終われるように努力していきたいというように考えております。

森 議 長 そもそも論から入りたいと思うのですけれども、超過の五千六百何がしというのが、いわゆる産業廃棄物のみという認識でいます。ただ、実際に埋めたときもある程度埋めて覆土をまた埋めるという作業をしていると思います。そこで、5,600というのは覆土を除いたものなのかということ、をまず確認したいと思います。

宮崎課長 5万6,201立方メートルというのがあくまでも超過した分の廃棄物の部分でして、覆土についてはこれは別でして、今の段階では9,268立方メートルということでございます。

森 議 長 私が聞いているのは、旧処分場で、いわゆる産業廃棄物がこれだけ余っていると。旧処分場も、ただ産業廃棄物だけを捨てているわけではないので、一定数いったら覆土をかけてまたこうやって作業していると思います。そこで、プラスの覆土は新しいところに対して今度持ってきたものに対するかける土の量でトータルで5万6,000になるのですよね。だから、この5万6,000というのは純粹に旧のところの、その当時覆土を入れながらやっていたと仮定して、そこも含めてのものなのか、単純にいわゆる計算上の産業廃棄物のみ数字なのかというところをまず確認して次の質問をしたいので、まずそこをお願いします。

宮崎課長 5万6,000立方メートルというのは、あくまでも廃棄物の分でございます、それと覆土が別にあるのです。あくまでも廃棄物の分が5万6,201ということでご理解をいただきたいと思います。

森 議 長 ということは、いわゆる今の旧処分場の覆土を重ねながら、廃棄物をやって覆土を重ねながら、表現は覆土分は除いて運ばなければならないですよ。ではないと、ここの九千幾つというのは新のところは今山盛り積んであったのを覆土としてまた埋め返すということになるので、旧処分場のところで心配なのは、どんな処理していたのかわからないですけども、どこが覆土でどこが廃棄物なのかというのがかなり見きわめるとかなんとか、そういうのが難しいだろうなという心配をします。羽幌町側とすれば、トータルで今のうちに運んでしまえば、とりあえずいいよということで終わらせてくれれば一番いいのだけれども、では簡単に言うと土のほうをふるって中身だけ持っていくということになると莫大なお金がかかるという気がするのですけれども、そういうやり方だということであれば、それが維持管理費のほうのところに入って予算を見ているのか。トータルでトラック1台何ぼではなくて、恐らくそこでふるったりなんなり、区分けする費用がかなり入っていると思うので、さっ



きの試算が成り立たないと思いますので、どういう金額でどういうものを見積もりの中に入れているかということをお聞かせたいと思います。

小寺委員長 暫時休憩します。

(休憩 14:14~14:16)

小寺委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

宮崎課長 ただいまのご質問のありました部分の詳細につきましては、今資料等を持ち合わせてございませんので、その中身をまずは私どもも確認をさせていただきたいというように思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

小寺委員長 そのほかありませんか。(なし。の声) 私からよろしいですか。前回の委員会は、平成30年2月6日でした。その前が平成29年8月30日に同じような資料で調査をして説明を受けています。そのときの維持管理費が過去2回分のときには1億9,023万4,000円ということで計上されていたのですが、今回に関しては維持管理費がふえているのですが、その内容を説明していただきたいのですが。

宮崎課長 今委員長おっしゃられた部分については、増額になった分については今回増税となるので、その分をプラスしているだけです。あとその他は変わっていません。

小寺委員長 もう一つですが、維持管理に関しては来年度予算に計上されると思いますが、それは毎年分割でしていくのか、それとも一括で予算計上していくのか、その辺予算に関してどうでしょうか。

宮崎課長 予算の計上の細かい部分につきましては、今後協議をしながら方向等を協議していきたいと思います。ご理解願います。

小寺委員長 ほかにありませんか。(なし。の声) それでは、ないようですので、以上で羽幌町産業廃棄物施設の現状と今後についての委員会を終わりたいと思います。ありがとうございました。